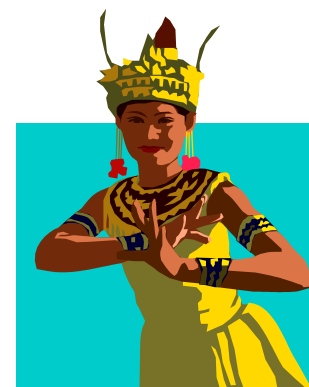
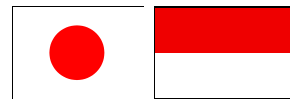


インドネシアの会社法・投資法を読み解く





自己紹介

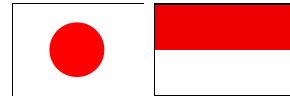


- 1975/4～1998/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援部門配属
- 1998/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/8～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立
インドネシア語翻訳・通訳
静岡大学客員教授、専修大学客員講師
独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家
独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー
一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー
一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)講師
一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事
などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社

インドネシアとの関わりも48年になりました



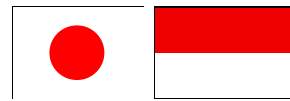
セミナー要旨



- 2020年末に可決された雇用創出法案により、インドネシアでの会社設立手続きが大きく変わりました。
- 会社設立手続きの基になるのは、会社法と投資法の二つですが、雇用創出法案により変わったのは投資法の内容です。
- このセミナーでは多くの事例に基づき、改めて会社法の重要部分を復習し、投資法により変わった重要部分を解説します。



目次

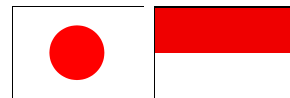


I. インドネシア共和国会社法2007年 第40号

1. 住所、名前、期間
2. 会社定款
3. 会社登記
4. 資本金
5. 年次報告書
6. 準備金・配当金
7. 株主総会の決議
8. 取締役会
9. 監査役会
10. 会社清算

II. インドネシア共和国大統領令2021年第 10号投資事業分野

1. 投資解放分野
2. 優先事業分野
3. 生協・中小零細事業割当分野
4. 特定条件事業分野
5. 外国資本に対する規制

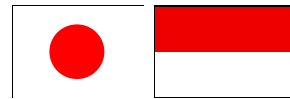


1. 住所、名前、期間
2. 会社定款
3. 会社登記
4. 資本金
5. 年次報告書
6. 準備金・配当金
7. 株主総会の決議
8. 取締役会
9. 監査役会
10. 会社清算

I. **インドネシア共和国会社法2007 年第40号**



1. 住所、名前、期間



第5条 会社の住所と名前

1. 会社は定款で決められた通り、名称およびインドネシア共和国の領域内の本籍を持つ。
2. 会社は本籍に基づく完全な住所を持つ。
 - 会社設立に際しては、その拠点となる住所での本籍証明Domisiliを取得しなくてはならない。
3. 会社が関係する通信文書、会社発行の告知、印刷物、および証書には、会社の名称および完全な住所が示されてなくてはならない。
 - 会社設立に際しては、PT.AAA BBB CCC Indonesiaのような会社名を法務人權省に登録してもらうことが最初の手続きとなる。

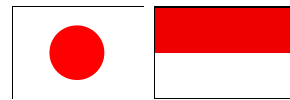
第6条 会社の期間

会社は定款に定められた通りの有期限あるいは無期限で設立出来る。

- 定款上では会社の存続期間を自由に設定出来るが、合併の場合は期限を設けることが望ましい。



2. 会社定款



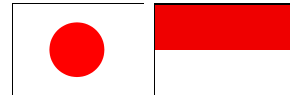
第15条 定款の内容

1. 第8条(1)項に述べられた会社定款には少なくとも以下のことを含む：
 - a. 会社の名前および本籍地；
 - b. 会社の目的と目標ならびに事業活動；
 - 事業活動はインドネシア産業分類標準KBLIに基づき設定される。
 - c. 会社の設立期間；
 - d. 授權資本、引受資本および払込資本の金額；
 - e. 株式の数、該当する場合は各分類毎の株式の数を含む株式分類、各株式に付与される権利、そして各株式の額面価格；
 - f. 取締役会および監査役会のメンバーの肩書あるいは地位の名前および人数；
 - g. 株主総会を開催するための場所と手続きの決定；
 - h. 取締役会および監査役会のメンバーの指名、交代および解任の手続き；
 - i. 利益用途および配当金分配の手続き。

- 公証人が作成するインドネシア語の会社定款の内容で会社設立証書が作成され、それが法務人権省にオンラインで提出申請される。



3. 会社登記



第29条 登記の内容

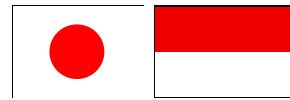
1. (1)項に述べられた会社登記は以下のような会社に関するデータを含む：
 - a. 社名および本籍、目的および目標ならびに事業活動、設立期間、そして資本；
 - b. 第5条で述べられた会社の正式住所；
 - c. 第7条(4)項で述べられた設立証書の番号および日付ならびに法人としての会社の資格批准に関する大臣布告；
 - d. 第23条(1)項で述べられた会社定款の変更の証書の番号および日付、ならびに大臣からの承認；
 - e. 第23条(2)項で述べられた会社定款の変更の証書の番号および日付、ならびに大臣による通知の受領の日付；
 - f. 設立証書および会社定款の変更証書を作成した公証人の氏名および本籍；
 - g. 会社の株主、取締役会メンバー、ならびに監査役会メンバーの正式氏名および正式住所；
 - h. 大臣に通知された会社の終結証書の番号および日付、あるいは終結についての法廷裁定の番号および日付；
 - i. 法人としての会社の資格の消滅
 - j. 会計監査が必要とされる会社についての会計年度からの貸借対照表および損益計算書。

第30条 広告の内容

1. 大臣はインドネシア共和国の官報での補足で告知する：
 - 法務人権大臣名での登記が正式な会社設立となる。



4. 資本金



第32条 授權資本の金額

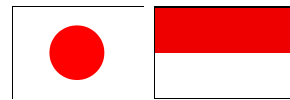
1. 会社の授權資本は最低Rp 50,000,000(五千萬ルピア)とする。
 - 投資法では大規模企業ならびに外国資本企業は最低Rp. 10,000,000,000(百億ルピア)と規定されている。

第33条 引受資本と払込資本

1. 第32条で述べられた授權資本の少なくとも(貳拾五)25%はその全額が引受および払込がなされなくてはならない。
 - 投資法では大規模企業ならびに外国資本企業は、引受資本と払込資本も最低Rp. 10,000,000,000(百億ルピア)と規定されている。
 - 但し、投資法は投資省の管轄であり、会社設立は法務人權省の管轄であることから、授權資本の少なくとも(貳拾五)25%の扱いは不透明である。



5. 年次報告書

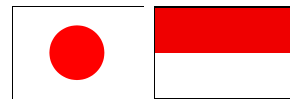


第68条 年次報告書の監査

1. 以下の場合、取締役会は会社の年次報告書を公認会計士に提出し、監査を受ける義務がある:
 - e. 会社が最低価値(五百億ルピア)Rp.50,000,000,000の資産あるいは事業を所有する;
 - 税法では、全ての外国投資企業は、決算日から4カ月以内に、監査報告書の提出が義務付けられている。



6. 準備金・配当金



第70条 準備金

1. 会社は各会計年度の正味収益からのある程度の金額を準備金に割り当てることが義務付けられる。
2. 項で述べられた準備金を割り当てる義務は、会社の損益収支が黒字の場合に適用される。
3. 項で述べられた正味収益の割り当ては、引受および払込資本の(貳拾パーセント)20%まで実行される。

第71条 準備金の残り

1. 第70条(1)項で述べられた準備金の割り当て金額を含む正味収益の用途は株主総会において決められる。
2. 第70条(1)項で述べられた準備金を控除した後の全正味収益は、株主総会において特に他に供与されない限り、配当金として株主に配分される。
3. (2)項で述べられた配当は、会社の損益収支が黒字の場合にのみ配分される。

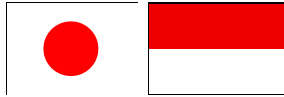
第72条 配当金

1. 会社は、会社の定款に定められている限りにおいて、会社の会計簿の終了前に当座の配当金を配分することが出来る。

➤ 正味利益から20%の準備金を控除した利益を配当に回すことが出来る。



7. 株主総会の決議



第87条 株主総会の決議

1. 株主総会の決議は相互の合意に基づき採られる。
2. (1)項で述べられた相互の合意に基づく決議が達成されない場合、その決議は、法律や、あるいは定款が決議はより多くの数の賛成票により承認された場合に有効であると定める場合を除き、全投票数の(三分の壱)1/2を超える数で承認された場合に有効となる。

第88条 定款変更のための株主総会

1. 定款の変更のための株主総会は、最低でも(参分の貳)2/3の投票権付で発行された株式の出席あるいは代理出席で開催されることが出来、その決議は、定款がさらに大きな数の定数や、あるいは株主総会における決議の採用に関連する条項を定める場合を除き、会議での(参分の貳)2/3を超える投票で承認されることで有効となる。

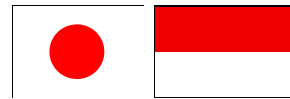
第89条 会社の合併等のための株主総会

1. 会社の合併、吸収、買収あるいは分割、倒産、期間の延長および清算を承認するための株主総会は、投票権付で発行された全株式の最低でも(四分の参)3/4の出席あるいは代理出席で開催されることが出来、その決議は、定款がさらに大きな数の定数や、あるいは株主総会における決議の採用に関連する条項を定める場合を除き、会議での(四分の参)3/4を超える投票で承認されることで有効となる。

➤ 合併の場合の株式比率は51%, 67%, 75%が主導権を決める。



8. 取締役会 1/2



第92条 取締役会の責務

3. 会社の取締役会は、(各)1名あるいはそれ以上の取締役会メンバーからなる。
 - ▶ **メンバーが複数の場合は奇数人数として、合併の場合は出資比率に沿った人数を指名する。**

第94条 取締役会メンバーの指名

1. 取締役会のメンバーは株主総会により指名される。

第96条 取締役会メンバーの報酬

1. 取締役会のメンバーの給与ならびに報酬の額に関連する条項は株主総会の決議に基づき決められる。

第97条 取締役会メンバーの責任

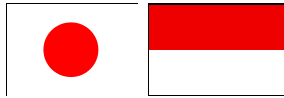
3. (2)項で述べられた条項に則り、取締役会の各メンバーは、会社の損失がその責務の実践における不履行または怠慢の結果である場合、全面的あるいは個人的に責任を負う。

第98条 取締役会メンバーの権限

1. 取締役会は法廷の内外において会社を代表する。



8. 取締役会 2/2



第100条 取締役会の義務

1. 取締役会は以下のことを義務付けられる:
 - a. 株主登録簿、特別登録簿、株主総会の議事録ならびに取締役会会議の議事録の作成および保管;
 - b. 第66条で述べられた年次報告書ならびに会社記録資料についての法律の下に定められた会社の財務書類の準備;ならびに
 - c. 文字aおよび文字bならびにその他の会社書類で述べられた全てのリスト、議事録ならびに財務諸表の保管。
- 取締役とは株主に代わって経営の責任を負う立場である。

第102条 資産の譲渡と確保

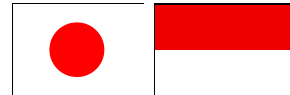
1. 取締役会は株主総会が以下のことを承認するよう要請することが義務付けられる:
 - a. 会社の資産の譲渡;
 - b. 会社の資産の確保。

第104条 倒産の責任

1. 取締役会は、事前に株主総会の承認を得ること無しに、倒産および負債支払義務の保留についての法律の下に定められた条項を損なうこと無しに、会社の頭越しに商業法廷に対して倒産の要請を提出する権限を持たない。
2. 取締役会の不履行あるいは怠慢により(1)項で述べられた倒産が起き、そしてその倒産に関係する会社の義務を全て支払うために資産が十分でない場合、取締役会のメンバーは合同であるいは個別に、倒産した資産の未払いの全ての義務に対して責任を負う。



9. 監査役会 1/2



第108条 監査役会の責務

1. 監査役会は会社あるいはその事業に双方に関連して、経営方針、全般的な経営の実践に対する監督を行い、取締役会に助言を提供する。
2. 監査役会は(壱)1名のメンバーあるいはそれ以上からなる。
 - **メンバーが複数の場合は奇数人数として、合併の場合は出資比率に沿った人数を指名する。**

第111条 取締役会メンバーの指名

1. 監査役会のメンバーは株主総会により指名される。

第113条 監査役会メンバーの報酬

1. 監査役会のメンバーの給与ならびに報酬の額に関連する条項は株主総会の決議に基づき決められる。

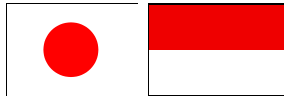
第114条 監査役会メンバーの責任

3. (2)項で述べられた条項に則り、監査役会の各メンバーは、会社の損失がその責務の実践における不履行または怠慢の結果である場合、全面的あるいは個人的に責任を負う。

注: 日本の監査役会と区別するために、原語のまま『コミサリス委員会』と呼ぶ場合が多い。



9. 監査役会 2/2



第115条 倒産の責任

1. 取締役会により行われた経営に係る監督責務に絡み、監査役会の不履行あるいは怠慢により(1)項で述べられた倒産が起き、そしてその倒産に係る会社の義務を全て支払うために資産が十分でない場合、監査役会のメンバーは合同であるいは個別に、取締役会と共に、倒産した資産の未払いの全ての義務に対して責任を負う。

第116条 監査役会の義務

1. 監査役会は以下のことを義務付けられる：
 - a. 監査役会会議の議事録の準備および保管；
 - b. 会社内および他の会社での自身および、あるいは親類による株式保有に関する会社への報告；ならびに
 - c. 前会計年度内に行われた監督業務に関する株主総会への報告書の提出。

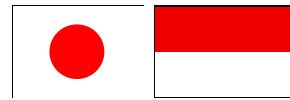
第117条 監査役会の権限

1. 細かい合法活動を行う中での取締役会に対して承認あるいは支援を提供するための監査役会への権限の付与は定款に定められる：

➤ 監査役とは株主に代わって取締役を指導監督する立場である。



10.会社清算



第142条 解散の手続き

1. 会社の清算は以下により発生する：
 - a. 株主総会の決議に基づき；
2. (1)項で述べられた会社の解散が発生した場合：
 - a. 解散に引き続き清算人あるいは管財人による清算が行われる；
3. 株主総会の決議に基づき解散となった場合、定款に設定された存続期間は終了し、あるいは商業法廷の命令に基づく破産の取り消しにより、そして株主総会が清算人を指名しないことにより、取締役会が清算人として行動する。

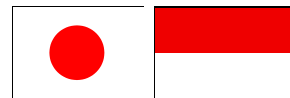
第143条 清算中の取り扱い

1. 会社の解散は、清算の完了および清算人の報告が株主総会あるいは裁判所により受理されるまで、会社が法人としての資格を失うことにはならない。

第152条 法人資格の消滅

8. 法務人権大臣はインドネシア共和国の官報にて法人としての会社資格の消滅を告知する。

- 会社の清算は株主総会の決議で始まり、法務人権大臣に告知で完了する。
- 詳しい手続きについては『[インドネシア事業からの撤退](#)』を参照。

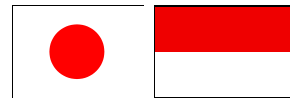


1. 投資解放分野
2. 優先事業分野
3. 生協・中小零細事業割当分野
4. 特定条件事業分野
5. 外国資本に対する規制

II. **インドネシア共和国大統領令 2021年第10号投資事業分野**



1. 投資解放分野

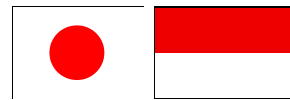


第3条

1. 第2条(1)項で述べられた解放された事業分野とは以下に該当する：
 - a. 優先事業分野；
 - b. 生協および中小零細事業に割り当てられたあるいはそれらと協業する事業分野；
 - c. 特定の条件での事業分野；
 - d. a, b, c,に含まれない事業分野。
2. (1)項d.で述べられた事業分野は全ての投資家により事業が出来る。
 - 全ての投資家には外国投資も含まれる。
 - d.の事業分野には外国資本も規制無しで参入出来る。



2. 優先事業分野 1/2

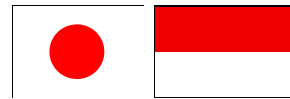


第4条

1. 第3条(1)項a.で述べられた優先事業分野は以下の条件を満たす事業分野である：
 - a. 国家戦略企画/プロジェクト；
 - b. 資本集約；
 - c. 労働集約；
 - d. 高度技術；
 - e. パイオニア産業；
 - f. 輸出志向；
 - g. 研究、開発、および改革活動での志向。
- 自社の事業が優先事業分野に該当するか否かは、[本大統領令の別表 I](#)である優先事業分野リストに掲載されたKBLIを基に確認する。
 - KBLIについての詳しい解説は『[まるわかりKBLI](#)』参照。
 - これまで他国に依存して来た、資源から工業材料を生成する分野を国内に取り込みたいインドネシア政府の強い意志が現れている。



2. 優先事業分野 2/2



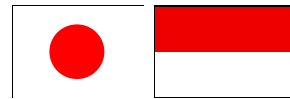
第4条

5. (4)項a.で述べられた物理的なインセンティブは以下のことに対する:
- a. 以下を含む税金面でのインセンティブ;
 - ① 特定の事業分野ならびに/または地域での投資のための所得税(tax allowance);
 - ② 法人所得税の軽減(tax holiday);
 - ③ 法人所得税の軽減および投資の一環での純利益軽減ならびに特定活動の一環での粗利益軽減の便宜供与(investment allowance)で以下を含む;
 - i. 労働集約産業の形を取る特定の事業における新規投資あるいは事業拡張における純利益の軽減;
 - ii. 特定の能力を基にした人材指導および開発の一環での作業訓練、技能実習ならびに/または学習活動の実施における粗利益の軽減;
 - b. 投資に一環での産業の開発あるいは発展のための機械ならびに物品および材料の輸入における輸入税の免除の形での関税のインセンティブ。

- 自社の事業が優先事業分野に該当するか否かは、本[大統領令の別表 I](#)である優先事業分野リストに掲載されたKBLIを基に確認する。
- KBLIについての詳しい解説は[『まるわかりKBLI』](#)参照。



3. 生協・中小零細事業割当分野

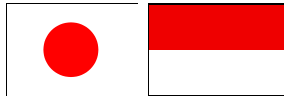


第5条

2. (1)項a.で述べられた生協および中小零細事業に割り当てられた事業分野は以下の条件を基に確定される:
 - a. 技術を利用しないあるいは簡単な技術を利用する事業活動;
 - b. 作業工程に特別なものを持つ、労働集約、ならびに特殊で伝統的な文化遺産を持つ事業活動;
 - c. 土地および建物を除いた事業資金がRp.10,000,000,000を超えない。
- 自社の事業が割当事業分野に該当するか否かは、本[大統領令の別表Ⅱ](#)である割当事業分野リストに掲載されたKBLIを基に確認する。
 - KBLIについての詳しい解説は『[まるわかりKBLI](#)』参照。



4. 特定条件事業分野

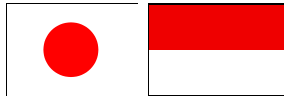


第6条

1. 第3条(1)項c.で述べられた特定の条件での事業分野は以下の条件を満たす生協および中小零細事業を含む全ての投資家により営まれる事業分野の形を取る：
 - a. 国内投資のための投資条件；
 - b. 外国資本所有限度付きの投資条件；
 - c. 特別許可付きの投資条件。
- 自社の事業が割当事業分野に該当するか否かは、本[大統領令の別表Ⅲ](#)である特定条件付き事業分野リストに掲載されたKBLIを基に確認する。
- KBLIについての詳しい解説は『[まるわかりKBLI](#)』参照。



5. 外国資本に対する規制

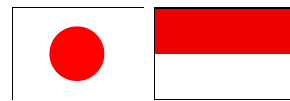


第7条

1. 外国投資家は土地および建物を除くRp.10,000,000,000以上の投資額で大規模事業における事業活動のみを行うことができる。

第8条

1. 第3条(1)項c.で述べられた規定は経済特別区において行われる投資には無効である。
 2. 技術を基盤とする開発事業の生態系強化を支援する一環で、出資金の面、インフラ、指導者ネットワーク、技術移転、市場アクセスにのみ限定されることのない、技術を基盤とする開発事業分野での経済特別区での外国投資は土地および建物を除くRp.10,000,000,000以下の投資金額で投資を行うことができる。
- 外国資本は経済特区での特定の投資を除き、Rp.10億以上の資本金が投資認可の条件となる。



インドネシア進出サポート公式サイト

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイト(Googleトップランキング)

<https://www.hmkt.jp/>

インドネシア最新情報ブログ

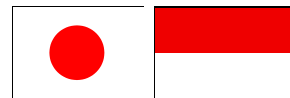
あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介

<http://blog.livedoor.jp/kojindonesia/>

インドネシア進出サポートウェブセミナー

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています

<https://www.youtube.com/channel/UCXghuRz7zRX5jLOXu75rQjQ>



ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です